

# 医療情報取得加算について

当院はマイナンバーカード(マイナ保険証)によるオンライン資格確認を行っております。

オンライン資格確認による情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報)を取得し診察に活用しています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年6月1日より、医療情報取得加算として下記の通り診療報酬を算定いたします。

初診時 (月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	3点
再診時 (3月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	2点

○上記にかかわらず他の医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数は1点となります。

○マイナ保険証利用されても情報の取得に同意いただけない場合、「利用なし」と同じ診療報酬点数となります。

マイナ保険証によるオンライン資格確認にご協力をお願いいたします。